

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税(種別割)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、軽自動車税(種別割)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税(種別割)に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)に関する事務
②事務の概要	「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。 ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車物件ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表の第24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号) ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課 市民税係
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先

財務部 市民税課 市民税係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部 市民税課 市民税係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	軽自動車税システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、また、アクセス可能な職員を年度ごとに更新し、年度当初にアクセス権限の追加・削除を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。アクセス権限のない職員等からの照会には、権限を持つ職員の立ち合いのもと、使用の記録を取っている。これらのことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は特に力を入れていると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 3. ②	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事前	法令改正による変更
令和3年6月4日	I 5. ①	税務部 課税課 市民税グループ	税務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和3年6月4日	I 5. ②	税務部 課税課 市民税グループ	税務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和3年6月4日	I 7.	税務部 課税課 市民税グループ	税務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和3年6月4日	I 8.	税務部 課税課 市民税グループ	税務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	I 5. ①	税務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	I 7.	税務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	I 8.	税務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和4年11月7日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和5年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年7月16日	I 5. ①	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更
令和5年7月16日	I 7.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更
令和5年7月16日	I 8.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更
令和7年1月16日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年1月16日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年1月16日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一の16の項	番号法第9条(利用範囲)別表の第24の項	事後	
令和7年1月16日	I-4-②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項)	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供 【十分である】 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して	事後	
令和7年1月16日	IV 8.		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式施行による追加
令和7年1月16日	IV 11.			事後	新様式施行による追加